

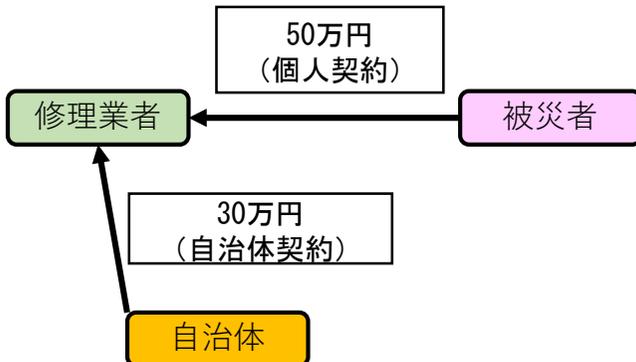
ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

⑥ 被災者の中には、住宅の応急修理について自治体が相談・受付を開始するよりも前に、修理業者に工事を依頼している場合が見受けられる。

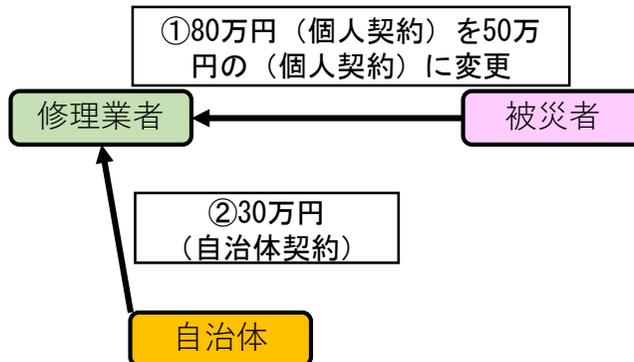
このような事案が発生しないよう自治体において速やかな相談・受付体制の整備を行う必要があるが、当該事案が発生した場合には以下の取扱いとなるので参考にされたい。

「準半壊」の罹災証明書を受けた被災者が、修理総額80万円の工事について、30万円分を応急修理として行う場合

通常の応急修理のケース
(申請を受付、修理を実施)

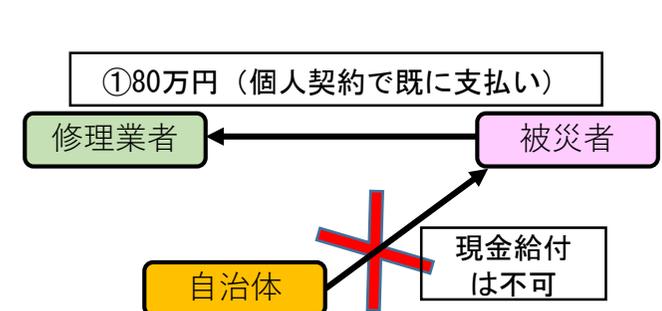


既に修理に取りかかったが、
支払に至ってないケース



※ 被災者が既に工事を発注している場合であっても、修理業者に変更契約 (80万円→50万円に変更) に応じて貰える場合には、自治体は応急修理の対象として差し支えない。

既に修理完了し、業者に
支払ってしまったケース



※ 応急修理の対象とはできない。

〔災害救助法の応急修理は、行政が修理業者に修理費用を支払うスキームであり、既に支払いが済んだ被災者の費用の補てんをすることはできない。〕